

県立美術館の設計者選定について

県立美術館設計者選定委員会

委員長 三井所 清典

県立美術館の設計者選定の第2次審査にあたって、各応募者の皆様には、力のこもった提案について熱心な説明をいただき感謝申し上げます。

さて、県立美術館の設計者選定に係るプレゼンテーションに関する選定委員会での審議について説明いたします。

11月30日の第3回選定委員会においては、審査の一部であるプレゼンテーション及びヒアリングを公開で行いましたが、事務局から通知した15分間のプレゼンテーションの説明者は応募者に限る旨の留意事項に抵触する説明があったのではないかという疑義が当日の最終選考の冒頭に委員の中から出されたことから、まずその問題について審議いたしました。

審議の結果、今回のプレゼンテーションは、選定委員が15分間のヒアリングと合わせて提出図書の内容についての理解を深めることを主な目的としたものであることから、選定に重大な影響を及ぼすものではないとの結論となりました。

当日、公開プレゼンテーションの前に開いた委員会で提案内容の一つ一つについて疑問点を整理し、プレゼンテーションで説明がない場合には、ヒアリングにおいて質問することとしており、結果として、すべての応募者について、所定の時間の中で、審査に必要な回答や説明は得られたものと考えたことがその判断の背景にあります。

また、第1回選定委員会で応募資格について審議した際、海外からの参加について整理しました。この審議の結果、日本の建築士資格を有さない外国人建築家等が参加する場合については、日本の有資格者と組んで応募する方法を許容して広く参加できるように取り扱うこととしました。

ヒアリング後の選考においても、有資格者と組んだ外国人建築家等が意匠担当主任技術者を務めることも想定されるという認識に基づいて審査を行いました。